平成　　年　　月　　日

【 重 要 事 項 の 説 明 書 】

【クーリング・オフについて】

入会契約書面交付日以後 8 日間以内であればクーリング・オフにより入会を無条件で取り消すことが出来ます。

■クーリング・オフすると…

①以降、会員でなくなります。

②会員登録料及び月会費は返金します。

③契約金その他費用に関する請求は一切致しません。

■クーリング・オフの手続きは…

郵便ハガキに必要事項の全てをご記入していただきまして書類郵便で郵送下さい。

郵便はがき

切手

住所

社名

御中

下記の日時で入会は撤回し契約を解除致します。

記

契約解約日　　年　月　日

会員氏名　　印

会員番号

住　　所

電話番号

【中途解約及び払戻金について】

1，クーリング・オフ経過後でも貴方はいつでも当会から脱会することが出来ます。会員資格の解約を希望される場合は、「会員解約届」を当社へ請求された後、書面に必要事項をご記入の上、当社までご返送下さい。

2，上記「会員解約届」を受理した場合、入会金・登録料・月会費・事務手数料・お見合い料・交際料・成婚料・キャンセル料などは下記の条件で払い戻し致します。

入会金 登録料 月会費 事務手数料	①クーリング・オフ期間経過後、役務提供前は登録手数料 3 万円以内を差し引いた後の残金をお返し致します。 ②役務開始後は登録手数料 3 万円以内を差し引いた後の未経過月数（月割り按分・解約申し出当月を含まず）分から解約違約金（未経過月数の按分額の 20%若しくは 2 万円のいずれか低い額）を差し引いた残金をお返し致します。
お見合い料	払い戻しはございません。（役務提供後の成功報酬金に付）
交際料	払い戻しはございません。（役務提供後の成功報酬金に付）
成婚料	払い戻しはございません。（役務提供後の成功報酬金に付）
キャンセル料	払い戻しはございません。　（ペナルティ料金に付）
（注）	役務開始後の登録手数料は実費分、且つ３万円以内の差し引きとなります。

※ 割賦販売契約の際は割賦販売法に基づく抗弁権の継続が有ります。

※ この契約に関する特約（　　）

※ 前受け金の保全措置（　　）

会社名：

代表社名：

住所：

＊上記内容の説明を受けた後、控えを受け取りました。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印